

(趣旨)

第1条 この要綱は、岬町役場庁舎（庁舎敷地を含む。以下「庁舎」という。）における犯罪等を未然に防ぐため、庁舎に設置する防犯カメラの管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 庁舎の管理及び犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影する装置をいう。
- (2) 映像 防犯カメラにより記録された映像をいう。
- (3) 保存装置 映像を保存する装置をいう。
- (4) 記録媒体 映像を記録することができる電子媒体をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 町長は、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、必要があると認めるときは、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

(職員等の責務)

第4条 職務上、映像の内容を知り得る職員等（警備業務委託に従事する職員を含む。以下「職員等」という。）は、この要綱の規定を遵守し、防犯カメラの適正な管理及び運用に努めなければならない。

- 2 職員等は、映像から知り得た情報を他人に漏らし、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、目的達成に必要となる最低限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影の範囲は、最も適切な範囲となるよう調整すること。
- 2 管理責任者は、来庁者に対して防犯カメラの設置及び動作中であることが認識できるよう表示するものとする。

(防犯カメラ及び映像の取扱い)

第6条 防犯カメラ及び映像の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラは常時撮影し、これを記録するものとする。
- (2) 映像の取扱いは、管理責任者及び管理取扱者が行うものとする。
- (3) 映像の保存期間は、原則1か月とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(映像の保存等)

第7条 第9条又は第12条の規定により映像を閲覧し、又は提供する場合に限り保存装置に記録された映像を記録媒体に保存することができる。

2 管理責任者は、第12条の規定に基づき外部へ映像の提供が終了したときその他保存の必要がなくなったときは、速やかに記録媒体に保存された映像を消去しなければならない。

(映像閲覧の申請)

第8条 映像の閲覧(以下「映像閲覧」という。)をしようとする者は、防犯カメラ映像閲覧申請書(様式第1号)又はこれに代わる書類の提出により、管理責任者に申請しなければならない。

(映像閲覧の許可)

第9条 管理責任者は、前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、条件を付して映像閲覧の許可をすることができる。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
- (2) 前号のほか、法令に基づき文書により要請を受けたとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 管理責任者は、前項の規定により映像閲覧の可否の決定について、当該申請者に対し、防犯カメラ映像閲覧決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(映像閲覧の方法)

第10条 映像の閲覧は、管理責任者又は管理取扱者の立会いのもとで行わなければならない。ただし、管理責任者が認めるときは、この限りでない。

(映像提供の申請)

第11条 映像の提供(以下「映像提供」という。)を受けようとする者は、防犯カメラ映像提供申請書(様式第3号)又はこれに代わる書類の提出により、管理責任者に申請しなければならない。

(映像提供の許可)

第12条 管理責任者は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、条件を付して映像提供の許可をすることができる。

2 管理責任者は、前項の規定による映像提供の可否の決定について、当該申請者に対し、防犯カメラ映像提供決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(映像提供の方法)

第13条 映像の提供は、管理責任者又は管理取扱者の立会いのもとで行わなければならない。ただし、管理責任者が認めるときは、この限りでない。

2 映像提供に要する経費は、申請者の負担とする。

3 映像の提供を受けた者は、管理責任者に防犯カメラ映像受領書(様式第5号)を提出しなければならない。

(守秘義務)

第14条 映像閲覧した者又は映像提供を受けた者は、映像閲覧又は映像提供によって知り得た情報を他人に漏らし、又は申請の目的以外に使用してはならない。

2 映像提供を受けた者は、第三者に映像を提供してはならない。

(個人情報の保護に関する法律等の適用)

第15条 防犯カメラの設置及び映像の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

2 映像の公開及び開示については、岬町情報公開条例（平成12年岬町条例第27号）及び個人情報の保護に関する法律に定めるところによる。

(苦情処理)

第16条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

(様式省略)